



はままつ夢基金事業費補助金 団体支援補助事業 登録団体募集要項



はままつ夢基金を通じて補助金の交付を受けたい場合は、基金への団体登録が必要です。

◎団体登録申請書等の提出について

- ・月曜日から金曜日（祝日は除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで受付します。
- ・団体登録申請書等を提出された場合は、審査会への出席をお願いします。

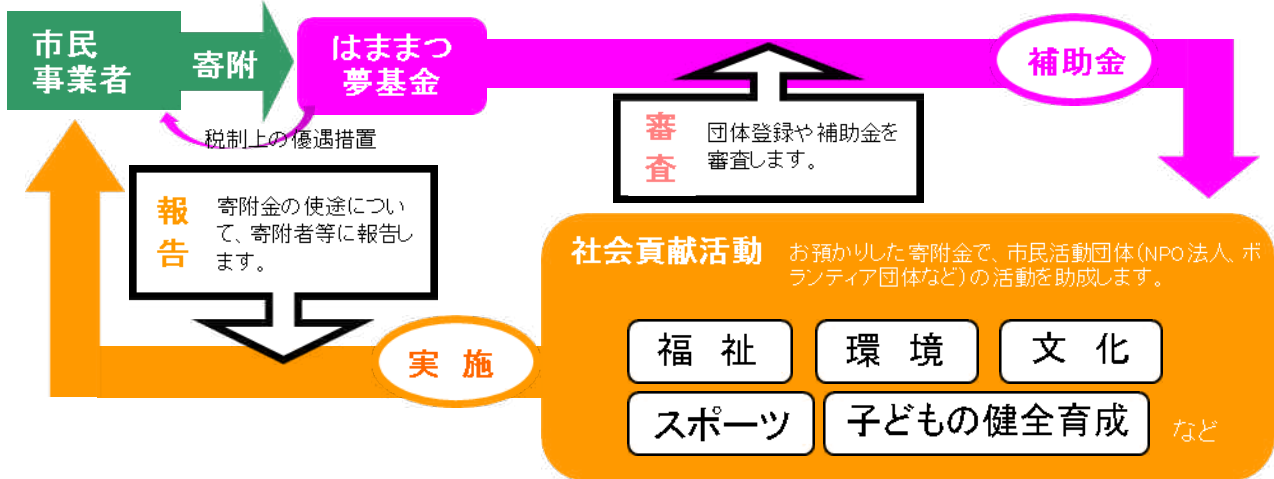
締切	審査会開催日
令和 7 年 1 月 31 日（金）	令和 6 年度内に 4～5 回程度開催予定です。詳細は、市民協働・地域政策課へお問い合わせください。

浜松市市民部市民協働・地域政策課（市役所本館 3 階）
〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2
電話 (053) 457-2094 FAX (053) 457-2750
E メール shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

1. はままつ夢基金とは

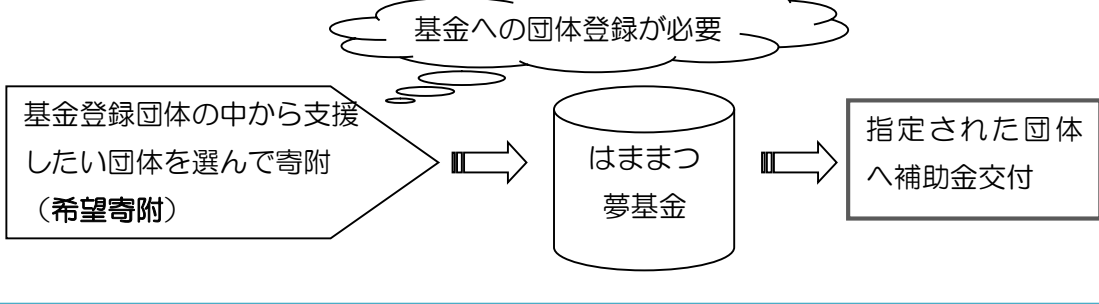
市民、市民活動団体及び事業者が、互いに支え合う地域社会を目指し、市民の寄附文化の機運を作り出す仕組みとして設置しました。

基金への寄附金を、浜松市を活動の拠点とする市民活動団体への補助金として交付し、実施する活動を広く公表することにより、市民活動への理解を深め、寄附による支援を促進することを目的とします。

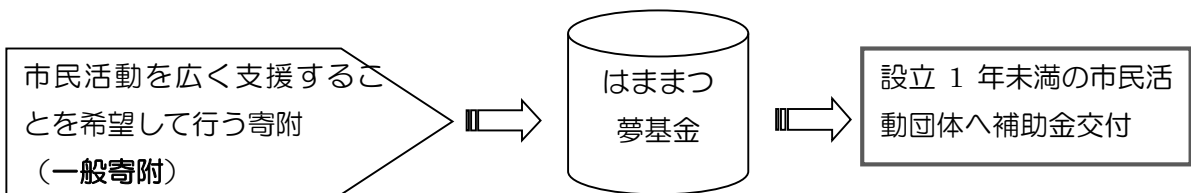


【事業メニュー】

◎団体支援補助事業



◎スタートアップサポート事業



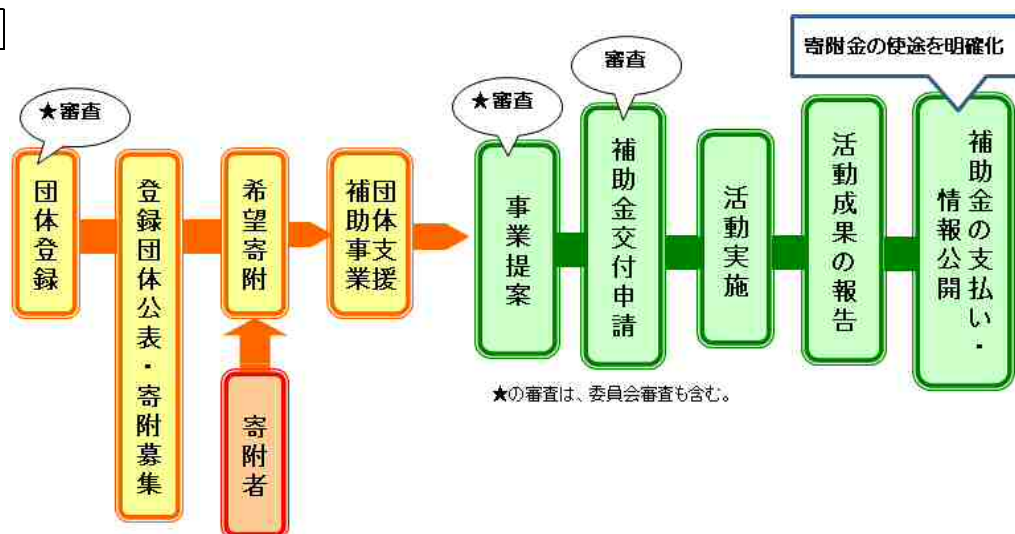
2. 団体支援補助事業とは

はままつ夢基金・団体支援補助事業は、市内で公益性の高い社会貢献活動を行っている市民活動団体を事前に登録し、各登録団体を指定する寄附（希望寄附）を原資として補助金を交付する事業です。

補助金の交付を受けた事業は、市民活動への理解を深めるため、また寄附金の使途を明確にするため、広く公表していきます。

団体支援補助事業は、登録団体が実施する活動の理解者を増やすことにより、団体を指定する寄附（希望寄附）へとつなげていき、ゆくゆくは当基金を通さずとも団体へ直接寄附をしていただけることを目指しています。市民活動団体のみなさまの成長支援策として、ご活用ください。

事業の流れ



★注意★

登録団体を指定する寄附（希望寄附）については、一部（※）を幅広い市民活動を支えていくための経費として一般寄附へ充てさせていただきます。また、補助金を交付する際には審査を行いますので、必ずしも団体を指定する寄附の全額が団体への補助金となるわけではありません。

※本基金の制度は、特定の団体を指定する寄附者の意向を最大限に尊重して寄附金を活用させていただくものです。

本基金への寄附は、市の基金への寄附であるため、寄附者は税法上の優遇措置を受けることができます。税の負担を不当に軽減する目的で本制度を利用する等、本来の趣旨とは異なる目的での利用を防ぐため、団体を指定する寄附から市民活動を広く支援するための経費に活用させていただく金額やその割合は一切公表しておりませんので、ご了承ください。

3. 対象となる団体

次の要件をすべて満たしている団体です。

- (1) 社会貢献活動を行うことを主たる目的とする団体であって、継続性を持っていること。
- (2) 市内に事務所を有し、市内を活動の拠点としていること。
- (3) 申請書の提出時において、継続して1年以上の活動実績があること。（ただし、団体の設立の経緯等を考慮して、前文の要件を満たしている団体に準ずるものとして市長が認める場合は、この限りではない。）
- (4) 構成員は10人以上であること。
- (5) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。
- (7) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (8) 規約、会則、定款又はこれらに類する書類を有していること。
- (9) 市税の未納がないこと。
- (10) 暴力団、暴力団員等、暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと及びこれらのいずれかが役員等となっている法人その他の団体ではないこと。

★注意★

・登録された団体を指定する寄附がない場合は、補助金の交付申請はできません。

4. 団体登録申請書の提出



提出する書類

- ① 浜松市はままつ夢基金団体登録申請書（第 1 号様式）
- ② 登録団体概要書（第 2 号様式）
- ③ 活動予算書（第 3 号様式）
- ④ 当該年度の事業計画書（※）
- ⑤ 規約、会則、定款又はこれらに類する書類の写し（※）
- ⑥ 最新の役員名簿及び構成員の名簿（※）
- ⑦ 直近 2 か年度の活動報告書（※）
- ⑧ 直近 2 か年度の貸借対照表、活動計算書など経営状況のわかるもの（※）

※印の書類をすでに市民協働・地域政策課に提出している場合は、提出を省略できます。

- 申請書の内容は、市ホームページ等で公開します。公開される事を前提に、分かりやすい表現で申請書の作成をお願いします。

- 提出書類は「浜松市ホームページ」からもダウンロードできます！

 <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

浜松市ホームページトップ ⇒ くらし・手続き ⇒ 市民活動
⇒ 市民協働 ⇒ はままつ夢基金

提出方法

窓口へ直接持参するか郵送（※）で、市民協働・地域政策課までご提出ください。

※郵送される場合は、受付期間内に書類が届くようにしてください。

★注意★

- 提出する前に、書類に不備や記載漏れがないかを必ずご確認ください。
- 募集期間外の受付はできません。（締切厳守）
- 提出いただいた書類はお返しできませんので、先にコピーを取る等ご対応ください。
また、本制度の「公益性」「透明性」を確保するため、個人情報等に係る部分を除き、書類内容を市ホームページ等で公開しますので、ご承知おきください。

5. 審査方法

提出された書類をもとに、市で提出書類に不備はないか、申請内容が要件を満たしているか等の書類審査（第 1 次審査）を行います。内容確認のための聴き取り調査等を行う場合がありますので、ご対応をお願いします。

第 1 次審査を通過した団体について、市民協働推進委員会（※）でヒアリング審査（第 2 次審査）を行いますので、当日のご出席をお願いします。

委員会では、提出された書類をもとに、申請内容が要件を満たしているか、団体の事業内容や予算等に問題はないか等を審査します。

※市民協働推進委員会は、任期を 3 年とし、学識経験者、知識経験者、事業者、市民活動団体関係者、市民公募の計 10 人で構成されています。

◆審査のポイント◆

- ・他の組織との連携実績があるか。
- ・情報公開が広くなされているか。
- ・寄附の目標金額や募集計画等に無理はないか。
- ・経営状況が適切であり、業務を遂行できるか。
- ・不特定多数の市民の利益に資する活動を行っているか。
- ・定款等に記載する目的に適った事業を行っているか。
- ・地域の課題解決に資する事業を行っているか。
- ・事業目標が明確であり、計画に無理はないか。
- ・今後の方向性が明確であり、継続性が見込まれるか。



6. 登録について

委員会での審査結果をもとに、市で登録団体を決定します。

登録団体として決定した場合

浜松市はままつ夢基金団体登録決定通知書（第5号様式）を送付します。

また、本制度の「公益性」「透明性」を確保するため、団体の活動内容、選考結果、寄附状況等について、市ホームページ等により公表させていただきます。

登録団体としないことを決定した場合

浜松市はままつ夢基金団体登録申請却下通知書（第6号）様式）を送付します。

7. 登録内容に変更が生じた場合

速やかに、浜松市はままつ夢基金団体登録変更届（第7号様式）に変更内容が分かる書類を添えて提出してください。

★注意★

活動内容を大幅に変える等の変更があったときは、再度、団体登録の審査を行う場合があります。

8. 活動計画書等の提出

はままつ夢基金へ団体登録をされている間は、事業年度ごとに次に掲げる書類を提出してください。

- 活動予算書（第3号様式）
- 市税納付・納入確認同意書及び暴力団排除に関する誓約書（第4号様式）
- 当該年度の事業計画書（※）
- 前事業年度の活動報告書（※）
- 前事業年度の貸借対照表、活動計算書など経営状況のわかるもの（※）

※印の書類をすでに市民協働・地域政策課に提出している場合は、提出を省略できます。

9. 登録の取消し

次のいずれかに該当した場合は、登録を取り消します。

- (1) 「**3. 対象となる団体**」の要件を満たさなくなったと認められるとき
- (2) 偽りその他不正の手段により登録されたと判明したとき
- (3) 当該団体から登録取消の申出があったとき
- (4) 活動計画書等を提出しなかったとき
- (5) その他市長が特に必要があると認めるとき

登録を取り消したときは、その旨を文書により当該登録団体あてに通知します。

10. その他

寄附募集のためのPR

はままつ夢基金へ登録後、補助金の交付を受けるためには、団体を指定する寄附（希望寄附）があることが必要です。寄附がない団体は、補助金の交付を受けることができません。

寄附を受けるためには、まず、自分たちがどのような活動をしているのかを知ってもらうことが重要です。市も団体の活動をホームページ等により公表し、活動内容のPRをお手伝いさせていただきますが、当基金は、市民活動団体の成長を支援するという目的も合わせ持ちます。基金へ登録された団体のみならず、活動を積極的にPRすることが大切です。そこから団体の活動に賛同いただける寄附者を募りましょう。

募集を行う際は、はままつ夢基金制度のPRもお願いします。

集まった寄附額を知るには

団体を指定する寄附（希望寄附）を受け入れた場合は、その都度団体にお知らせをします。また、一定期間ごとに受け入れた寄附金を集計し、補助金交付上限額として寄附を受け入れた団体にお知らせをします。その際、補助事業提案書の締切や提出方法等もお知らせしますので、申請書を提出される際の参考としてください。

※希望寄附は、寄附を受けた年の属する年度の翌々年度までの間、基金へ積立てておくことができます。

★注意★

補助金交付上限額は、団体を指定する寄附額から、一部（※）を一般寄附へと充てた後の金額を合計したものとなります。

補助金として交付される額は、市民協働推進委員会の審査結果を踏まえ、市が決定します。また、上記のとおり、希望寄附の一部（※）は、市内の市民活動を幅広く支援するため一般寄附へ充てさせていただきます。

希望寄附のすべてが補助金として交付されるわけではありませんので、ご承知おきください。

※本基金の制度は、特定の団体を希望する寄附者の意向を最大限に尊重して寄附金を活用させていただくものです。

団体を指定する寄附は、市の基金への寄附であるため、寄附者は税法上の優遇措置を受けることができます。

税の負担を不当に軽減する目的で本制度を利用する等、本来の趣旨とは異なる目的での利用を防ぐため、団体を指定する寄附から市民活動を広く支援するための経費に活用させていただく金額や割合は一切公表しておりませんので、ご了承ください。

寄附者へのお礼

本制度は、市民等からの寄附金を原資としています。

寄附を受けた団体は、寄附者に対し、いただいた寄附金のお礼や実施した事業についての報告を必ず行ってください。

寄附者へ感謝の気持ちを伝えることや寄附金の使途を明確にすることが、継続的な支援につながります。

寄附の方法

①浜松市ホームページ等で登録団体の活動内容等を公表します。

②寄附者は、公表されている登録団体の中から支援したい団体を指定した寄附（希望寄附）をするか、市内の市民活動を幅広く支援する寄附（一般寄附）をするか選択することができます。

③寄附先が決まったら、寄附申出書を市民協働・地域政策課に提出いただきます。

④申出書の内容に不備等がなければ、当課より寄附者あてに納付書を郵送します。
指定金融機関の窓口にて、納付をお願いします。

※寄附の申し出はオンラインでも申請することができます。オンラインで申請した場合は、クレジットカードによるお支払いも可能です。



★注意★

- 受入れる寄附金の額に制限はありませんが、一度基金へ納付された寄附金は、いかなる場合も返還いたしませんのでご承知おきください。

なお、1回の寄附金額が個人の場合で50万円以上、法人その他の団体の場合で100万円以上であった場合は感謝状を、1回に5千円以上の寄附があった場合はお礼状を贈呈します。また、寄附者の方のご意向を確認のうえ、浜松市ホームページにてお名前等を公表させていただきます。

- 浜松市外からの納付も可能ですが、取扱い可能な金融機関に限られます。
- 寄附金控除に係る確定申告をされる場合は、寄附金受領証明書の添付が必要となります。寄附金受領証明書は、市への入金の確認ができ次第、郵便にて送付します。（1～2か月程度かかりますのでご了承ください。）

●寄附申出書は「浜松市ホームページ」からもダウンロードできます！

 <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

浜松市ホームページトップ ⇒ くらし手続き ⇒ 市民活動 ⇒
市民協働 ⇒ はままつ夢基金

税法上の優遇措置

はままつ夢基金への寄附は、市への寄附となります。

個人からの寄附金は市県民税と所得税の寄附金控除の対象となります。また、法人からの寄附金は全額が損金算入できます。

★注意★

寄附金控除を受ける場合は、確定申告が必要です。ただし、寄附をした方がその寄附によって一定の利益を受けることが税法上認められた場合は、寄附金控除を受けることはできません。

◎寄附金控除についての詳細は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

●個人

- ・所得税法上の寄附金控除

[対象となる寄附金(ただし、上限は寄附者の年間所得金額の40%まで)]－2,000円

- ・地方税法上の寄附金控除(次のアとイの合計額)

ア基本控除額

[(対象となる寄附金－2,000円)×10%]

イ特例控除額

[(地方公共団体に対する寄附金－2,000円)×(90%－各寄附者に適用される所得税の限界税率)]※限度額は、個人住民税所得割額の10%

※控除対象限度額は、総所得金額等の30%

(地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)

●法人

- ・法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず全額が損金算入できる。



出世大名
家康くん

©浜松市



浜松市市民部市民協働・地域政策課